

日 薬 業 発 第 337 号
令 和 7 年 12 月 9 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

平素より、本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本連絡は、後発医薬品の薬価基準収載等（令和7年厚生労働省告示第310号）に関するものです。

また、今回の薬価基準の改正に伴い、「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和7年3月7日付け保医発0307第2号）を改正するほか、一部の医薬品については薬価基準の一部改正に伴う留意事項が示されています。

今回の一部改正は、令和7年12月5日より適用となりますので、貴会会員にご周知くださるようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 7 年 12 月 4 日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

}

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）が令和 7 年厚生労働省告示第310号をもって改正され、令和 7 年12月 5 日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 薬価基準の一部改正について
- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬 58 品目、注射薬 18 品目、外用薬 8 品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 0 2 1	3, 5 3 8	2, 0 0 3	2 8	1 2, 5 9 0

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- (1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 15 年 6 月 6 日付け保医発第 0606001 号）の記の 2 の（1）を次のように改める。また、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 30 年 12 月 13 日付け保医発 1213 第 2 号）の記の 3 の（7）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年 6 月 13 日付け保医発 0613 第 1 号）の記の 4 の（1）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年 12 月 12 日付け保医発 1212 第 6 号）の記の 4 の（4）を削除する。

(1) ゼロダ錠 300 及び後発医薬品のカペシタビン製剤

本製剤の警告において、「本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本剤が適切と判断される症例についてのみ実施すること。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。

- (2) 「薬価基準の一部改正について」（平成 11 年 8 月 13 日付け保医発第 112 号）の記のⅡの 4 を次のように改める。また、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 22 年 5 月 28 日付け保医発 0528 第 1 号）の記の 2 の（7）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 22 年 11 月 19 日付け保医発 1119 第 1 号）の記の 2 の（7）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 23 年 6 月 24 日付け保医発 0624 第 2 号）の記の 2 の（7）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 23 年 11 月 28 日付け保医発 1128 第 1 号）の記の 2 の（10）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 24 年 12 月 14 日付け保医発 1214 第 1 号）の記の 2 の（11）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 25 年 12 月 13 日付け保医発 1213 第 6 号）の記の 2 の（6）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 26 年 12 月 11 日付け保医発 1211 第 1 号）の記の 3 の（5）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 27 年 12 月 10 日付け保医発 1210 第 1 号）の記の 3 の（9）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 28 年 6 月 16 日付け保医発 0616 第 1 号）の記の 3 の（6）を削除する。

4 ジェムザール注射用 200mg、同注射用 1g 及び後発医薬品のゲムシタビン塩酸塩製剤の保険適用上の取扱い

本製剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本製剤の投与が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定するものであること。

- (3) トルバプタン OD 錠 3.75mg 「TE」及び同 OD 錠 3.75mg 「ニプロ」

本製剤の警告において、「本剤投与により、急激な水利尿から脱水症状や高ナトリウム血症を来し、意識障害に至った症例が報告されており、また、急激な血清ナトリ

ウム濃度の上昇による浸透圧性脱髄症候群を来すおそれがあることから、入院下で投与を開始又は再開すること。また、特に投与開始日又は再開日には血清ナトリウム濃度を頻回に測定すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

3 関係通知等の一部改正について

- (1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和2年11月17日付け保医発1117第3号）の記の3の（4）中「ゼオマイン筋注用50単位、同筋注用100単位及び同筋注用200単位」を「ゼオマイン筋注用50単位、同筋注用100単位、同筋注用200単位、同注用50単位、同注用100単位及び同注用200単位」に改める。
- (2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成13年2月2日付け保医発第29号）の記のⅡの3中「ハイカムチン注射用」を「ハイカムチン注射用1.1mg及び同点滴静注液1mg/1mL」に改める。
- (3) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和7年3月7日付け保医発0307第2号）を以下のとおり改正する。
 - ① 別紙1に別添1に掲げる医薬品を、別紙2に別添2に掲げる医薬品を加え、令和7年12月5日から適用すること。
 - ② 別紙3に別添3に掲げる医薬品を加え、令和8年1月1日から適用とすること。
 - ③ 別紙3に別添4に掲げる医薬品を加え、令和8年4月1日から適用とすること。

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
※令和7年12月5日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 1 0 6 0	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠5 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	76.30
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 1 0 7 8	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠5 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	76.30
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 1 0 8 6	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	76.30
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 1 0 9 4	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠5 0 m g 「サンド」	サンド	76.30
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 1 0 3 5	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠5 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	76.30
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 1 1 0 8	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠5 0 m g 「ダイト」	ダイト	76.30
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 1 1 1 6	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠5 0 m g 「タカタ」	高田製薬	76.30
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 1 1 2 4	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠5 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	76.30
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 1 0 4 3	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠5 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘルスケア	76.30
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 1 0 5 1	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠5 0 m g 「Y D」	陽進堂	76.30
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 2 0 6 6	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠1 0 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	124.50
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 2 0 7 4	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠1 0 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	124.50
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 2 0 8 2	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠1 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	124.50
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 2 0 9 0	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠1 0 0 m g 「サンド」	サンド	124.50
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 2 0 3 1	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠1 0 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	124.50
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 2 1 0 4	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠1 0 0 m g 「ダイト」	ダイト	124.50
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 2 1 1 2	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠1 0 0 m g 「タカタ」	高田製薬	124.50
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 2 1 2 0	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠1 0 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	124.50
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 2 0 4 0	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠1 0 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘルスケア	124.50
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 2 0 5 8	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠1 0 0 m g 「Y D」	陽進堂	124.50
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 R 1 0 5 8	ラコサミド	1 0 % 1 g	ラコサミドD S 1 0 % 「アメル」	共和薬品工業	137.10
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 R 1 0 7 4	ラコサミド	1 0 % 1 g	ラコサミドD S 1 0 % 「サワイ」	沢井製薬	137.10
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 R 1 1 0 4	ラコサミド	1 0 % 1 g	ラコサミドD S 1 0 % 「タカタ」	高田製薬	137.10
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 R 1 0 6 6	ラコサミド	1 0 % 1 g	ラコサミドドライシロップ1 0 % 「ケミファ」	日本ケミファ	137.10
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 R 1 0 8 2	ラコサミド	1 0 % 1 g	ラコサミドドライシロップ1 0 % 「サンド」	サンド	137.10

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	１１３９０１５Ｒ１０３１	ラコサミド	１０％１ｇ	ラコサミドドライシロップ１０％「Ｊ Ｇ」	日本ジェネリック	137.10
内用薬	１１３９０１５Ｒ１０９０	ラコサミド	１０％１ｇ	ラコサミドドライシロップ１０％「ダ イト」	ダイト	137.10
内用薬	１１３９０１５Ｒ１１１２	ラコサミド	１０％１ｇ	ラコサミドドライシロップ１０％「日 新」	日新製薬（山形）	137.10
内用薬	１１３９０１５Ｒ１０４０	ラコサミド	１０％１ｇ	ラコサミドドライシロップ１０％「Ｙ Ｄ」	陽進堂	137.10
内用薬	２１３９０１１Ｆ５０２９	トルバプタン	３．７５ｍｇ１錠	トルバプタンＯＤ錠３．７５ｍｇ「Ｔ Ｅ」	トーアエイヨー	177.50
内用薬	２１３９０１１Ｆ５０３７	トルバプタン	３．７５ｍｇ１錠	トルバプタンＯＤ錠３．７５ｍｇ「ニ プロ」	ニプロ	177.50
内用薬	２１９００２９Ｆ３０８８	炭酸ランタン水和物	２５０ｍｇ１錠	炭酸ランタンＯＤ錠２５０ｍｇ「トー ワ」	東和薬品	31.90
内用薬	２１９００２９Ｆ４０８４	炭酸ランタン水和物	５００ｍｇ１錠	炭酸ランタンＯＤ錠５００ｍｇ「トー ワ」	東和薬品	46.20
内用薬	３３９９００９Ｆ１０３８	プラスグレル塩酸塩	３．７５ｍｇ１錠	プラスグレル錠３．７５ｍｇ「ＤＳＥ Ｐ」	第一三共エスファ	121.60
内用薬	３３９９００９Ｆ１０４６	プラスグレル塩酸塩	３．７５ｍｇ１錠	プラスグレル錠３．７５ｍｇ「トー ワ」	東和薬品	121.60
内用薬	３３９９００９Ｆ２０３４	プラスグレル塩酸塩	５ｍｇ１錠	プラスグレル錠５ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	154.20
内用薬	３３９９００９Ｆ２０４２	プラスグレル塩酸塩	５ｍｇ１錠	プラスグレル錠５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	154.20
内用薬	３３９９００９Ｆ３０３０	プラスグレル塩酸塩	２．５ｍｇ１錠	プラスグレル錠２．５ｍｇ「ＤＳＥ Ｐ」	第一三共エスファ	87.00
内用薬	３３９９００９Ｆ３０４９	プラスグレル塩酸塩	２．５ｍｇ１錠	プラスグレル錠２．５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	87.00
内用薬	３３９９００９Ｆ５０３３	プラスグレル塩酸塩	２０ｍｇ１錠	プラスグレルＯＤ錠２０ｍｇ「ＤＳＥ Ｐ」	第一三共エスファ	484.60
内用薬	３３９９００９Ｆ５０４１	プラスグレル塩酸塩	２０ｍｇ１錠	プラスグレルＯＤ錠２０ｍｇ「トー ワ」	東和薬品	484.60
内用薬	３９６９０１９Ｆ１０４３	ダバグリフロジン	５ｍｇ１錠	ダバグリフロジン錠５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	50.10
内用薬	３９６９０１９Ｆ１０３５	ダバグリフロジン	５ｍｇ１錠	ダバグリフロジン錠５ｍｇ「ＴＳＰ」	Ｔ’ｓファーマ	50.10
内用薬	３９６９０１９Ｆ２０４０	ダバグリフロジン	１０ｍｇ１錠	ダバグリフロジン錠１０ｍｇ「サワ イ」	沢井製薬	74.00
内用薬	３９６９０１９Ｆ２０３１	ダバグリフロジン	１０ｍｇ１錠	ダバグリフロジン錠１０ｍｇ「ＴＳ Ｐ」	Ｔ’ｓファーマ	74.00
内用薬	４２９１０２１Ｍ１０３９	ニロチニブ塩酸塩二水和物	２００ｍｇ１カプ セル	ニロチニブカプセル２００ｍｇ「サワ イ」	沢井製薬	1,504.70
内用薬	４２９１０２１Ｍ２０３５	ニロチニブ塩酸塩二水和物	１５０ｍｇ１カプ セル	ニロチニブカプセル１５０ｍｇ「サワ イ」	沢井製薬	1,128.50
内用薬	４２９１０３３Ｆ１０５９	アピラテロン酢酸エステル	２５０ｍｇ１錠	アピラテロン酢酸エステル錠２５０ｍ ｇ「ＮＫ」	日本化薬	1,632.30
内用薬	４２９１０３３Ｆ１０６７	アピラテロン酢酸エステル	２５０ｍｇ１錠	アピラテロン酢酸エステル錠２５０ｍ ｇ「サワイ」	沢井製薬	1,632.30
内用薬	４２９１０３３Ｆ１０７５	アピラテロン酢酸エステル	２５０ｍｇ１錠	アピラテロン酢酸エステル錠２５０ｍ ｇ「サンド」	サンド	1,632.30

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	4 2 9 1 0 3 3 F 1 0 4 0	アビラテロン酢酸エステル	2 5 0 m g 1 錠	アビラテロン酢酸エステル錠2 5 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	1, 632. 30
内用薬	4 2 9 1 0 3 3 F 1 0 3 2	アビラテロン酢酸エステル	2 5 0 m g 1 錠	アビラテロン酢酸エステル錠2 5 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	1, 632. 30
内用薬	4 2 9 1 0 3 3 F 1 0 8 3	アビラテロン酢酸エステル	2 5 0 m g 1 錠	アビラテロン酢酸エステル錠2 5 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	1, 632. 30
内用薬	6 2 5 0 0 2 1 R 1 0 4 0	オセルタミビルリン酸塩	3 % 1 g	オセルタミビルD S 3 % 「トーワ」	東和薬品	79. 50
注射薬	1 2 1 4 4 0 5 A 1 0 3 3	ロピバカイン塩酸塩水和物	0. 2 % 1 0 m L 1 管	ロピバカイン塩酸塩0. 2 % 注2 0 m g / 1 0 m L 「テルモ」	テルモ	93
注射薬	1 2 1 4 4 0 5 A 2 0 3 0	ロピバカイン塩酸塩水和物	0. 2 % 1 0 0 m L 1 袋	ロピバカイン塩酸塩0. 2 % 注バッグ2 0 0 m g / 1 0 0 m L 「テルモ」	テルモ	925
注射薬	1 3 1 9 4 0 5 G 1 0 3 8	アフリベルセプト（遺伝子組換え）	2 m g 0. 0 5 m L 1 筒	アフリベルセプト硝子体内注射用キット4 0 m g / m L 「バイエル」	バイエルライフサイエンス	69, 894
注射薬	2 4 9 9 4 0 7 G 3 0 5 7	リュープロレリン酢酸塩	1 1. 2 5 m g 1 筒	リュープロレリン酢酸塩S R 注射用キット1 1. 2 5 m g 「あすか」	あすか製薬	23, 590
注射薬	2 4 9 9 4 0 7 G 3 0 4 9	リュープロレリン酢酸塩	1 1. 2 5 m g 1 筒	リュープロレリン酢酸塩S R 注射用キット1 1. 2 5 m g 「N P」	ニプロ	24, 997
外用薬	1 3 1 9 7 6 2 Q 2 0 5 9	エピナスチン塩酸塩	0. 1 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩L X 点眼液0. 1 % 「T S」	テイカ製薬	252. 90
外用薬	1 3 1 9 7 6 2 Q 2 0 6 7	エピナスチン塩酸塩	0. 1 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩L X 点眼液0. 1 % 「トーワ」	東和薬品	252. 90
外用薬	1 3 1 9 7 6 2 Q 2 0 7 5	エピナスチン塩酸塩	0. 1 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩L X 点眼液0. 1 % 「日点」	ロートニッテン	252. 90
外用薬	1 3 1 9 7 6 2 Q 2 0 8 3	エピナスチン塩酸塩	0. 1 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩L X 点眼液0. 1 % 「わかもと」	わかもと製薬	252. 90
外用薬	1 3 1 9 8 1 7 Q 1 0 7 1	ラタノプロスト・チモロールマレイン酸塩	1 m L	ラタチモ配合点眼液「V T R S」	ヴィアトリス・ヘルスケア	244. 10
外用薬	6 2 9 0 7 0 2 Q 1 0 4 5	エフィナコナゾール	1 0 % 1 g	エフィナコナゾール爪外用液1 0 % 「サワイ」	沢井製薬	676. 30
外用薬	6 2 9 0 7 0 2 Q 1 0 5 3	エフィナコナゾール	1 0 % 1 g	エフィナコナゾール爪外用液1 0 % 「トーワ」	東和薬品	676. 30
内用薬	4 2 2 3 0 0 5 F 1 0 9 0	カペシタビン	3 0 0 m g 1 錠	カペシタビン錠3 0 0 m g 「タカタ」	ダイト	54. 10
内用薬	1 1 7 9 0 3 8 C 1 1 8 3	リスペリドン	1 % 1 g	局 リスペリドン細粒1 % 「ニプロ」	全星薬品工業	57. 80
内用薬	1 1 7 9 0 3 8 F 3 1 9 0	リスペリドン	3 m g 1 錠	局 リスペリドン錠3 m g 「ニプロ」	全星薬品工業	16. 80
内用薬	1 1 7 9 0 3 8 S 1 0 9 9	リスペリドン	0. 1 % 1 m L	局 リスペリドン内用液1 m g / m L 「杏林」	同仁医薬化工	27. 30
注射薬	4 2 9 1 4 0 3 A 2 1 4 9	カルボプラチン	1 5 0 m g 1 5 m L 1 瓶	局 カルボプラチン注射液1 5 0 m g 「N K」	ヴィアトリス・ヘルスケア	3, 212
注射薬	4 2 9 1 4 0 3 A 3 1 4 5	カルボプラチン	4 5 0 m g 4 5 m L 1 瓶	局 カルボプラチン注射液4 5 0 m g 「N K」	ヴィアトリス・ヘルスケア	7, 615
外用薬	1 3 1 9 7 6 2 Q 1 1 6 8	エピナスチン塩酸塩	0. 0 5 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩点眼液0. 0 5 % 「T W」	東和薬品	80. 60

別紙2 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品から除外する品目
(加算等の算定対象とならない後発医薬品)
※令和7年12月5日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
注射薬	4 2 9 1 4 0 3 A 1 1 4 2	カルボプラチン	5 0 m g 5 m L 1 瓶	カルボプラチン注射液 5 0 m g 「NK」	ヴィアトリス・ ヘルスケア	1,401
注射薬	4 2 2 4 4 0 3 D 1 1 6 2	ゲムシタビン塩酸塩	2 0 0 m g 1 瓶	ゲムシタビン点滴静注 用 2 0 0 m g 「タカ タ」	高田製薬	905
注射薬	4 2 2 4 4 0 3 D 2 1 6 9	ゲムシタビン塩酸塩	1 g 1 瓶	ゲムシタビン点滴静注 用 1 g 「タカタ」	高田製薬	4,269

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
※令和8年1月1日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	1139015F1027	ラコサミド	50mg1錠	ビムパット錠50mg	ユーシービージャパン	217.80
内用薬	1139015F2023	ラコサミド	100mg1錠	ビムパット錠100mg	ユーシービージャパン	355.50
内用薬	1139015R1023	ラコサミド	10%1g	ビムパットドライシロップ10%	ユーシービージャパン	391.00
内用薬	3969019F1027	ダバグリフロジンプロピレングリコール水和物	5mg1錠	フォシーガ錠5mg	アストラゼネカ	149.30
内用薬	3969019F2023	ダバグリフロジンプロピレングリコール水和物	10mg1錠	フォシーガ錠10mg	アストラゼネカ	220.30
内用薬	4291021M1020	ニロチニブ塩酸塩水和物	200mg1カプセル	タシグナカプセル200mg	ノバルティスファーマ	3,056.30
内用薬	4291021M2027	ニロチニブ塩酸塩水和物	150mg1カプセル	タシグナカプセル150mg	ノバルティスファーマ	2,257.00
内用薬	4291033F1024	アピラテロン酢酸エステル	250mg1錠	ザイティガ錠250mg	ヤンセンファーマ	3,759.30
内用薬	4291033F2020	アピラテロン酢酸エステル	500mg1錠	ザイティガ錠500mg	ヤンセンファーマ	7,287.30
注射薬	1214405A1025	ロビバカイン塩酸塩水和物	0.2%10mL1管	アナペイン注2mg/mL	サンドファーマ	287
注射薬	1214405A2021	ロビバカイン塩酸塩水和物	0.2%100mL1管	アナペイン注2mg/mL	サンドファーマ	1,849
注射薬	2499407G3030	リュープロレリン酢酸塩	11.25mg1筒	リュープリンSR注射用キット11.25mg	武田薬品工業	42,538

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
※令和8年4月1日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	3 3 9 9 0 0 9 F 1 0 2 0	プラスグレル塩酸塩	3 . 7 5 m g 1 錠	エフィエント錠 3 . 7 5 m g	第一三共	248.80
内用薬	3 3 9 9 0 0 9 F 2 0 2 6	プラスグレル塩酸塩	5 m g 1 錠	エフィエント錠 5 m g	第一三共	326.00
内用薬	3 3 9 9 0 0 9 F 3 0 2 2	プラスグレル塩酸塩	2 . 5 m g 1 錠	エフィエント錠 2 . 5 m g	第一三共	178.00
内用薬	3 3 9 9 0 0 9 F 5 0 2 5	プラスグレル塩酸塩	2 0 m g 1 錠	エフィエントOD錠 2 0 m g	第一三共	999.00

(参考１)

薬価基準告示

N o		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬	アピラテロン酢酸エステル錠250mg「NK」	アピラテロン酢酸エステル	250mg 1 錠	1, 632. 30
2	内用薬	アピラテロン酢酸エステル錠250mg「サワイ」	アピラテロン酢酸エステル	250mg 1 錠	1, 632. 30
3	内用薬	アピラテロン酢酸エステル錠250mg「サンド」	アピラテロン酢酸エステル	250mg 1 錠	1, 632. 30
4	内用薬	アピラテロン酢酸エステル錠250mg「J G」	アピラテロン酢酸エステル	250mg 1 錠	1, 632. 30
5	内用薬	アピラテロン酢酸エステル錠250mg「D S E P」	アピラテロン酢酸エステル	250mg 1 錠	1, 632. 30
6	内用薬	アピラテロン酢酸エステル錠250mg「ニプロ」	アピラテロン酢酸エステル	250mg 1 錠	1, 632. 30
7	内用薬	オセルタミビルD S 3 %「トーワ」	オセルタミビルリン酸塩	3 % 1 g	79. 50
8	内用薬	カペシタビン錠300mg「タカタ」	カペシタビン	300mg 1 錠	54. 10
9	内用薬	ダバグリフロジン錠5mg「サワイ」	ダバグリフロジン	5mg 1 錠	50. 10
10	内用薬	ダバグリフロジン錠5mg「T S P」	ダバグリフロジン	5mg 1 錠	50. 10
11	内用薬	ダバグリフロジン錠10mg「サワイ」	ダバグリフロジン	10mg 1 錠	74. 00
12	内用薬	ダバグリフロジン錠10mg「T S P」	ダバグリフロジン	10mg 1 錠	74. 00
13	内用薬	炭酸ランタンOD錠250mg「トーワ」	炭酸ランタン水和物	250mg 1 錠	31. 90
14	内用薬	炭酸ランタンOD錠500mg「トーワ」	炭酸ランタン水和物	500mg 1 錠	46. 20
15	内用薬	トルバブタンOD錠3. 75mg「T E」	トルバブタン	3. 75mg 1 錠	177. 50
16	内用薬	トルバブタンOD錠3. 75mg「ニプロ」	トルバブタン	3. 75mg 1 錠	177. 50
17	内用薬	ニロチニブカプセル150mg「サワイ」	ニロチニブ塩酸塩二水和物	150mg 1 カプセル	1, 128. 50
18	内用薬	ニロチニブカプセル200mg「サワイ」	ニロチニブ塩酸塩二水和物	200mg 1 カプセル	1, 504. 70
19	内用薬	プラスグレルOD錠20mg「D S E P」	プラスグレル塩酸塩	20mg 1 錠	484. 60
20	内用薬	プラスグレルOD錠20mg「トーワ」	プラスグレル塩酸塩	20mg 1 錠	484. 60
21	内用薬	プラスグレル錠2. 5mg「D S E P」	プラスグレル塩酸塩	2. 5mg 1 錠	87. 00
22	内用薬	プラスグレル錠2. 5mg「トーワ」	プラスグレル塩酸塩	2. 5mg 1 錠	87. 00
23	内用薬	プラスグレル錠3. 75mg「D S E P」	プラスグレル塩酸塩	3. 75mg 1 錠	121. 60
24	内用薬	プラスグレル錠3. 75mg「トーワ」	プラスグレル塩酸塩	3. 75mg 1 錠	121. 60
25	内用薬	プラスグレル錠5mg「D S E P」	プラスグレル塩酸塩	5mg 1 錠	154. 20
26	内用薬	プラスグレル錠5mg「トーワ」	プラスグレル塩酸塩	5mg 1 錠	154. 20
27	内用薬	ラコサミド錠50mg「アメル」	ラコサミド	50mg 1 錠	76. 30
28	内用薬	ラコサミド錠50mg「ケミファ」	ラコサミド	50mg 1 錠	76. 30
29	内用薬	ラコサミド錠50mg「サワイ」	ラコサミド	50mg 1 錠	76. 30
30	内用薬	ラコサミド錠50mg「サンド」	ラコサミド	50mg 1 錠	76. 30
31	内用薬	ラコサミド錠50mg「J G」	ラコサミド	50mg 1 錠	76. 30
32	内用薬	ラコサミド錠50mg「ダイト」	ラコサミド	50mg 1 錠	76. 30
33	内用薬	ラコサミド錠50mg「タカタ」	ラコサミド	50mg 1 錠	76. 30
34	内用薬	ラコサミド錠50mg「日新」	ラコサミド	50mg 1 錠	76. 30
35	内用薬	ラコサミド錠50mg「V T R S」	ラコサミド	50mg 1 錠	76. 30
36	内用薬	ラコサミド錠50mg「Y D」	ラコサミド	50mg 1 錠	76. 30
37	内用薬	ラコサミド錠100mg「アメル」	ラコサミド	100mg 1 錠	124. 50
38	内用薬	ラコサミド錠100mg「ケミファ」	ラコサミド	100mg 1 錠	124. 50
39	内用薬	ラコサミド錠100mg「サワイ」	ラコサミド	100mg 1 錠	124. 50
40	内用薬	ラコサミド錠100mg「サンド」	ラコサミド	100mg 1 錠	124. 50
41	内用薬	ラコサミド錠100mg「J G」	ラコサミド	100mg 1 錠	124. 50
42	内用薬	ラコサミド錠100mg「ダイト」	ラコサミド	100mg 1 錠	124. 50
43	内用薬	ラコサミド錠100mg「タカタ」	ラコサミド	100mg 1 錠	124. 50
44	内用薬	ラコサミド錠100mg「日新」	ラコサミド	100mg 1 錠	124. 50

N o		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
45	内用薬	ラコサミド錠100mg「V T R S」	ラコサミド	100mg 1 錠	124. 50
46	内用薬	ラコサミド錠100mg「Y D」	ラコサミド	100mg 1 錠	124. 50
47	内用薬	ラコサミドD S 10%「アメル」	ラコサミド	10% 1 g	137. 10
48	内用薬	ラコサミドD S 10%「サワイ」	ラコサミド	10% 1 g	137. 10
49	内用薬	ラコサミドD S 10%「タカタ」	ラコサミド	10% 1 g	137. 10
50	内用薬	ラコサミドドライシロップ10%「ケミファ」	ラコサミド	10% 1 g	137. 10
51	内用薬	ラコサミドドライシロップ10%「サンド」	ラコサミド	10% 1 g	137. 10
52	内用薬	ラコサミドドライシロップ10%「J G」	ラコサミド	10% 1 g	137. 10
53	内用薬	ラコサミドドライシロップ10%「ダイト」	ラコサミド	10% 1 g	137. 10
54	内用薬	ラコサミドドライシロップ10%「日新」	ラコサミド	10% 1 g	137. 10
55	内用薬	ラコサミドドライシロップ10%「Y D」	ラコサミド	10% 1 g	137. 10
56	内用薬	局 リスベリドン細粒 1 %「ニプロ」	リスベリドン	1 % 1 g	57. 80
57	内用薬	局 リスベリドン錠 3 mg「ニプロ」	リスベリドン	3 mg 1 錠	16. 80
58	内用薬	局 リスベリドン内用液 1 mg／mL「杏林」	リスベリドン	0. 1% 1 mL	27. 30
59	注射薬	アフリベルセプト硝子体内注射用キット40mg／mL「バイエル」	アフリベルセプト（遺伝子組換え）	2 mg0. 05mL 1 筒	69, 894
60	注射薬	局 カルボプラチン注射液50mg「NK」	カルボプラチン	50mg 5 mL 1 瓶	1, 401
61	注射薬	局 カルボプラチン注射液150mg「NK」	カルボプラチン	150mg15mL 1 瓶	3, 212
62	注射薬	局 カルボプラチン注射液450mg「NK」	カルボプラチン	450mg45mL 1 瓶	7, 615
63	注射薬	グルカゴンG ノボ注射用 1 mg	グルカゴン（遺伝子組換え）	1 mg 1 瓶	2, 271
64	注射薬	グロベニンー I 10%静注 5 g／50mL	p H 4 処理酸性人免疫グロブリン	5 g 50mL 1 瓶	66, 918
65	注射薬	グロベニンー I 10%静注10 g／100mL	p H 4 処理酸性人免疫グロブリン	10 g 100mL 1 瓶	133, 836
66	注射薬	グロベニンー I 10%静注20 g／200mL	p H 4 処理酸性人免疫グロブリン	20 g 200mL 1 瓶	267, 672
67	注射薬	ゲムシタピン点滴静注用200mg「タカタ」	ゲムシタピン塩酸塩	200mg 1 瓶	905
68	注射薬	ゲムシタピン点滴静注用 1 g「タカタ」	ゲムシタピン塩酸塩	1 g 1 瓶	4, 269
69	注射薬	ゼオマイン注用50単位	インコボツリヌストキシンA	50単位 1 瓶	17, 130
70	注射薬	ゼオマイン注用100単位	インコボツリヌストキシンA	100単位 1 瓶	33, 367
71	注射薬	ゼオマイン注用200単位	インコボツリヌストキシンA	200単位 1 瓶	64, 861
72	注射薬	ハイカムチン点滴静注液 1 mg／ 1 mL	ノゲテカン塩酸塩	1 mg 1 mL 1 瓶	6, 070
73	注射薬	リュープロレリン酢酸塩 S R 注射用キット11. 25mg「あすか」	リュープロレリン酢酸塩	11. 25mg 1 筒	23, 590
74	注射薬	リュープロレリン酢酸塩 S R 注射用キット11. 25mg「N P」	リュープロレリン酢酸塩	11. 25mg 1 筒	24, 997
75	注射薬	ロビバカイン塩酸塩0. 2%注バッグ200mg／100mL「テルモ」	ロビバカイン塩酸塩水和物	0. 2%100mL 1 袋	925
76	注射薬	ロビバカイン塩酸塩0. 2%注20mg／10mL「テルモ」	ロビバカイン塩酸塩水和物	0. 2%10mL 1 管	93
77	外用薬	エビナスチン塩酸塩 L X 点眼液0. 1%「T S」	エビナスチン塩酸塩	0. 1% 1 mL	252. 90
78	外用薬	エビナスチン塩酸塩 L X 点眼液0. 1%「トーワ」	エビナスチン塩酸塩	0. 1% 1 mL	252. 90
79	外用薬	エビナスチン塩酸塩 L X 点眼液0. 1%「日点」	エビナスチン塩酸塩	0. 1% 1 mL	252. 90
80	外用薬	エビナスチン塩酸塩 L X 点眼液0. 1%「わかもと」	エビナスチン塩酸塩	0. 1% 1 mL	252. 90
81	外用薬	エビナスチン塩酸塩点眼液0. 05%「TW」	エビナスチン塩酸塩	0. 05% 1 mL	80. 60
82	外用薬	エフィナコナゾール爪外用液10%「サワイ」	エフィナコナゾール	10% 1 g	676. 30
83	外用薬	エフィナコナゾール爪外用液10%「トーワ」	エフィナコナゾール	10% 1 g	676. 30
84	外用薬	ラタチモ配合点眼液「V T R S」	ラタノプロスト・チモロールマレイン酸塩	1 mL	244. 10

(参考：新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 15 年 6 月 6 日付け保医発第 0606001 号）の記の 2 の（1）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (1) ゼローダ錠 300 <u>及び後発医薬品のカペシタビン製剤</u> 本製剤の警告において、「<u>本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本剤が適切と判断される症例についてのみ実施すること。</u>」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (1) ゼローダ錠 300 本製剤の使用上の注意に、「<u>本剤は緊急時に十分な対応が可能な施設及び癌化学療法に十分な経験を持つ医師のもとで、使用上の注意等を遵守の上、投与すること。</u>」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 30 年 12 月 13 日付け保医発 1213 第 2 号）の記の 3 の（7）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(7) カペシタビン錠 300mg「サワイ」</u> <u>本製剤の使用上の注意に、「本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本剤が適切と判断される症例についてのみ実施すること。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年 6 月 13 日付け保医発 0613 第 1 号）の記の 4 の（1）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(1) カペシタビン錠 300mg「トーワ」、同「ヤクルト」及び同「日医 工」</u> <u>本剤の使用上の注意に、「本剤を含むがん化学療法は、緊急時 に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知 識・経験を持つ医師のもとで、本剤が適切と判断される症例につ いてのみ実施すること。」と記載されているので、使用にあたって は十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年 12 月 12 日付け保医発 1212 第 6 号）の記の 4 の（4）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （削る）	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>（4） カペシタビン錠 300mg「NK」及び同錠 300mg「JG」</u> <u>本製剤の使用上の注意に「本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本剤が適切と判断される症例についてのみ実施すること。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。</u>

◎「薬価基準の一部改正について」（平成 11 年 8 月 13 日付け保医発第 112 号）の記のⅡの 4

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 4 ジェムザール注射用 200mg、同注射用 1g 及び後発医薬品の<u>ゲムシタビン塩酸塩製剤</u>の保険適用上の取扱い 本製剤は、緊急時に十分対応<u>できる</u>医療施設において、<u>がん</u>化学療法に十分な<u>知識・経験</u>を持つ医師のもとで、本製剤の投与が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定するものであること。	Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 4 ジェムザール注の保険適用上の取扱い 本製剤は、緊急時に十分<u>な</u>対応が<u>可能な</u>医療施設において、<u>癌</u>化学療法に十分な経験を持つ医師のもとで、本製剤の投与が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定するものであること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 22 年 5 月 28 日付け保医発 0528 第 1 号）の記の 2 の（7）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(7) ゲムシタビン点滴静注用 200mg「サンド」、ゲムシタビン点滴静注用 200mg「タイホウ」、ゲムシタビン点滴静注用 200mg「ヤクルト」、ゲムシタビン点滴静注用 1g「サンド」、ゲムシタビン点滴静注用 1g「タイホウ」及びゲムシタビン点滴静注用 1g「ヤクルト」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分な対応が可能な医療施設において、がん化学療法に十分な経験を持つ医師の下で投与することが適切と判断される症例に使用した場合に限り、算定するものであること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 22 年 11 月 19 日付け保医発 1119 第 1 号）の記の 2 の（7）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(7) ゲムシタビン点滴静注用 200mg「NK」及び同「ホスピーラ」並 びにゲムシタビン点滴静注用 1g「NK」及び同「ホスピーラ」 本製剤は、緊急時に十分な対応が可能な医療施設において、癌 化学療法に十分な経験を持つ医師の下で投与することが適切と 判断される症例に使用した場合に限り、算定するものであるこ と。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 23 年 6 月 24 日付け保医発 0624 第 2 号）の記の 2 の（7）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (7) <u>ゲムシタビン点滴静注用 200mg「興和テバ」及び同 1g「興和テバ」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分な対応が可能な医療施設において、がん化学療法に十分な経験を持つ医師の下で投与することが適切と判断される症例に使用した場合に限り、算定するものであること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 23 年 11 月 28 日付け保医発 1128 第 1 号）の記の 2 の（10）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(10) ゲムシタビン点滴静注用 200mg「サワイ」及び同 1g「サワイ」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分な対応が可能な医療施設において、が</u> <u>ん化学療法に十分な経験を持つ医師の下で投与することが適切</u> <u>と判断される症例に使用した場合に限り、算定するものであるこ</u> <u>と。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 24 年 12 月 14 日付け保医発 1214 第 1 号）の記の 2 の（11）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (11) <u>ゲムシタビン点滴静注液 200mg/5mL「サンド」及び同 1g/25mL 「サンド」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分な対応が可能な医療施設において、がん化学療法に十分な経験を持つ医師の下で投与することが適切 と判断される症例に使用した場合に限り、算定できるものである こと。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 25 年 12 月 13 日付け保医発 1213 第 6 号）の記の 2 の（6）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (6) <u>ゲムシタビン点滴静注用 200mg「ファイザー」及び同 1g「ファイザー」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分な対応が可能な医療施設において、がん化学療法に十分な経験を持つ医師の下で投与することが適切と判断される症例に使用した場合に限り、算定できるものであること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 26 年 12 月 11 日付け保医発 1211 第 1 号）の記の 3 の（5）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(5) ゲムシタビン点滴静注用 200mg「日医工」及び同 1g「日医工」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化</u> <u>学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本製剤の投与が</u> <u>適切と判断される症例に使用した場合に限り算定できるもので</u> <u>あること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 27 年 12 月 10 日付け保医発 1210 第 1 号）の記の 3 の（9）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (9) <u>ゲムシタビン点滴静注液 200mg／5.3mL「ホスピーラ」及び同 1g</u> <u>／26.3mL「ホスピーラ」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化</u> <u>学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本製剤の投与が</u> <u>適切と判断される症例に使用した場合に限り算定できるもので</u> <u>あること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 28 年 6 月 16 日付け保医発 0616 第 1 号）の記の 3 の（6）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (6) <u>ゲムシタビン点滴静注液 1g／25mL「NK」及び同 200mg／5mL「NK」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化</u> <u>学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本製剤の投与が</u> <u>適切と判断される症例に使用した場合に限り算定できるもので</u> <u>あること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和２年 11 月 17 日付け保医発 1117 第 3 号）の記の 3 の（４）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （４） ゼオマイン筋注用 50 単位、同筋注用 100 単位、同筋注用 200 単位、 <u>同注用 50 単位、同注用 100 単位及び同注用 200 単位</u> （略）	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （４） ゼオマイン筋注用 50 単位、同筋注用 100 単位 <u>及び同筋注用 200 単位</u> （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 13 年 2 月 2 日付け保医発第 29 号）の記のⅡの 3

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 3 ハイカムチン注射用 <u>1.1mg</u> 及び同点滴静注液 <u>1mg/1mL</u> の保険適用上の取扱いについて (略)	Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 3 ハイカムチン注射用の保険適用上の取扱いについて (略)